

「公募要項」等に係る事項

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問内容	回答
1	7	I	4	(1)	指定管理料の目安を教えてください。 予算要求時の目安で結構です。	指定管理料については、「業務の基準 別添資料」15ページの「(9)収支状況(直近5か年度)」を参考の上、自社にてご判断ください。
2	7	I	4	(1)	指定管理料の上限金額について設定がありましたらお教え下さい。	上限金額は定めていません。 指定管理料については、「業務の基準 別添資料」15ページの「(9)収支状況(直近5か年度)」を参考の上、自社にてご判断ください。
3	11	I	5	(6)	各種証明書の発行日の条件がございますか。 応募申請書類提出日の3ヶ月以内のものであればよろしいと考えておりますがよろしいでしょうか。	直近の確定情報に関する証明書をご提出ください(発行日の制限はありません)。
4	11	I	5	(6)	「キ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式指定なし)」とありますが、収支予算書及び事業計画書は作成していないため、当社決算短信に記載の「業績予想」「次期の見通し」の内容に代えることでよろしいでしょうか。	可能とします。
5	11	I	5	(6)	財産目録の作成がない場合、貸借対照表の提出でもよろしいでしょうか。	可能としますが、資産状況について後日確認をさせて頂く場合があります。
6	12	I	5	(6)	税務署発行の納税証明書(その3の3)は「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明」ですが、「※直近5か年の事業年度の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書になります」とも記されております。 この場合は、直近5か年分の事業年度の納税証明書(その1)の「納税額等の証明」を指すと思われる。また、税務署に確認したところ遡って証明できるのは過去3期事業分までとの回答をいただいております。 応募申請に必要な納税証明書の種類は税務署発行の納税証明書(その3の3)「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明」を提出することでよろしいでしょうか。	納税証明書(その3の3)のみご提出頂ければ結構です。

「業務の基準」等に係る事項

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問内容	回答
7	3	I	1		現在の施設運営者である「(公財)横浜コンベンション・ビューロー」は今回の公募に参加できるのでしょうか。	「公募要項」12ページの「Iの5の(7)」に示す条件を満たすものであれば、どなたでも応募することが出来ます。
8	6	II	1	(3)	あかいくつ劇場・多目的室について、受付予約から事前打合せ、貸出当日の流れや貸出終了後のフローが記載されている資料がございましたら、ご教示頂けますでしょうか。	横浜人形の家公式ホームページ(http://www.doll-museum.jp/)中の「貸館のご案内」ページをご参照ください。
9	6	II	1	(3)	現状の駐車場管理に従事する人員配置について、現行配置人数と配置時間帯、及び平日/土日祝日の配置人数の違いなどありましたらご教示頂けますでしょうか。	現運営管理者法人の権利利益に抵触する恐れがあることから、不開示情報となります。 職員配置体制については、自社にてご検討ください。
10	6	II	1	(3)	現在の駐車場管理に従事する人員について、公道に出での車両誘導は行っていないという認識で宜しいでしょうか。	公道に出での車両誘導は行っていません。

11	7	II	1	(3)	駐車場管制装置点検について、2016年4月以降より設置機器が増加するとの事ですが、指定管理者開始後の機器について詳細が分かるものをご教示頂けますでしょうか。また、リース料支払については指定管理者側で、毎月幾らを支払う予定になるのでしょうか。	「業務の基準」7ページの「IIの1の(3)のエの※」に記載した課題の解決と、これら課題の解決による効果(管理費支出の抑制や収益増など)が期待できるリース機器の更新を提案事項としておりますので、当該更新の内容については自社にてご検討ください。
12	7	II	1	(3)	駐車場システムのリース契約を指定管理制度開始と同時に市で契約更新するとの記載がありますが、現行のアマノによる更新となるのかご教示ください。	・リース契約は指定管理者が選定するリース会社との間の契約になります。 ・その他当該リースに関する内容については設問11の回答をご参照ください。
13	7	II	1	(3)	想定されている駐車場システム機器の機種および仕様についてお教えいただけますか？	設問11の回答をご参照ください。
14	7	II	1	(3)	「指定管理者制度開始と同時にリース契約の更新を実施します。」とありますので、機器の明細をご教示ください。	設問11の回答をご参照ください。
15	7	II	1	(3)	駐車場システムリース契約について、リース契約を行うのは指定管理者の負担(指定管理料にて)となるのでしょうか。またこの場合、システム機器の仕様及び一月あたりにかかる費用等の諸条件をご教示ください。	リース費用の負担は指定管理者の負担(指定管理料)となります。その他については設問11の回答をご参照ください。
16	7	II	1	(3)	駐車場システムのリース料を教えてください。	現在のリース料金(26年度ベース)は、年額約30万円です。
17	7	II	1	(3)	駐車場契約(利用提携先や月極利用等)に係る内訳についてお教えいただけますか？	指定管理制度下においては、条例に定められた利用形態と利用料金で駐車場を運営していくこととなります。
18	7	II	1	(3)	現在、「超小型電気自動車を用いたカーシェアリング」を行っていますが、指定管理者が負担する経費は発生するのでしょうか。	・横浜市が実施している「超小型電気自動車を用いたカーシェアリング実証実験」は1つの例として記載しています。 ・現状は運営管理者の経費負担はありません。なお、当該実証実験は27年9月末をもって終了し、10月以降の予定は未定と聞いています。
19	7	II	1	(3)	現在「横浜市市民利用施設予約システム」の導入を検討されているとのことですが、指定管理期間中に導入された場合に保守費用や通信費など維持費がかかる場合は、別途増額等をしていただけますでしょうか。	導入の可否や時期は未定ですが、導入が決定した場合の費用負担については市との協議事項となります。
20	7	II	1	(4)	企画展の入場料について、「企画展の開催に要した経費を観覧予定者数で除した金額を上限とし、実費相当額として観覧者に負担を求めることができる」とありますが、具体的な金額の上限はありますか。また、その他に企画展入場料について制限や条件があればご教示ください。	自主事業に係る収入については、条例や規則に定める利用料金とは異なるものであることから、上限の規定はありません。
21	7	II	1	(4)	現状の雇用形態(人数・勤務体系・キャリア)を教えてください。収蔵品に対する知識や施設特性への理解を踏まえ、継続雇用が適当と考えられますが、市の見解をお聞かせください。継続雇用する際に見込んでおくべき1人当たりの人件費は？新規雇用する場合は、どの程度のキャリア(経験・専門性)を要しますか？	人材の調達方法や、適性については、自社にてご検討ください。
22	7	II	1	(4)	来年度以降の企画展についてすでに予定されているもの、検討されているものはありますか？あわせて、企画展にかけてきた予算(企画料・会場施工費・宣伝費等含む事業費)の年間総額・年間本数の過去3年分を教えてください。	・来年度以降実施を予定している(あるいは現在検討している)企画展はありません。 ・事業費については「業務の基準 別添資料」の15ページ「(9)収支状況(直近5か年度)」を参考にご検討ください。 ・企画展の実施状況については、説明会資料をご参照ください。

23	7	II	1	(4)	展示什器の修繕履歴および今後の修繕予定をお教えいただけますか？	照明付什器の蛍光灯交換など軽微なメンテナンス対応はありますが、重度の修繕履歴はありません。今後については都度判断していくこととなります。
24	7	II	1	(4)	展示用什器(特に企画展で使用する)の内訳をお教えいただけますか？	別添資料をご参照ください。
25	9	II	3	(1)	各種助成金の活用とありますが、これまでの実績を教えてください。また、同施設の博物館法における位置付けを教えてください。	助成金の実績は過去ありません。また、当施設は博物館法第2条に規定される「博物館」の適用外の施設となります。
26	9	II	3	(2)	「VMD(ビジュアルマーチャンダイジング)を意識した広報戦略」のアイデア提案とありますが、ここでいうVMDとは「VI(ビジュアルアイデンティティ:視覚に訴求するロゴマークやシンボルマークなどを開発し運用すること)」という理解でよろしいでしょうか。	MDを視覚的(展示ディスプレイ、印刷物デザイン、WEBデザイン等々)に訴求していく手法がVMDとお考えください。VIを否定するものではありませんが、より広い事業戦略の提案を本公募では求めています。
27	9	II	4	(2)	現状の職員体制を業務ごとに教えてください。(財団、運営管理受託者併せての人数)	現運営管理者法人の権利利益に抵触する恐れがあることから、不開示情報となります。職員配置体制については、自社にてご検討ください。なお、(公財)横浜観光コンベンション・ビューローの業務従事者は事務2名、学芸員1名です。
28	9	II	4	(2)	施設維持管理、駐車場管理について現在の配置ポストをご教示ください。	設問27の回答をご参照ください。
29	9	II	4	(2)	「人員のうち1名は学芸員(国家資格)を配置することとします。」とありますが、現在人形の家に在籍されている学芸員の方の再雇用を、当然ご本人がご了承された場合引き続き雇用することは可能でしょうか？	設問21の回答をご参照ください。
30	9	II	4	(2)	上記質問で雇用が可能とご判断された場合ですが、現在の学芸員の方の給与を公開することは可能でしょうか？	横浜市は公開の権限を有していません。
31	12	III	1		本施設には1Fにカフェ及びショップが設置されておりますが、カフェ・ショップ内につきましても指定管理者による管理対象部分であるという認識でよろしいでしょうか。その際、管理対象設備機器、台数及び型式等をご教示頂けますでしょうか。	お見込のとおり管理対象部分とお考えください。なお、この際管理の対象となるのは、電気・水道・ガスなどの基本的な供給設備の他、床材、壁面等の基礎部分、その他カフェにおいては厨房設備等となります。
32	13	III	1	(3)	人形等の保存、管理に関して「管理簿(台帳)による管理を行ってください」とありますが、現状の管理簿をご提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、その管理簿は展示物・非展示物の別、国別、年代別、評価額別などの項目が記載されているという理解でよろしいでしょうか。	現状の管理簿は提示しますが、原則として管理簿(台帳)に記載する項目、その管理方法については指定管理者の提案事項とご理解ください。
33	13	III	1	(4)	施設の備品について、企画展示室や多目的室の什器等、施設内で指定管理者が使用することができる備品リストをご教示ください。	別添資料をご参照ください。
34	13	III	1	(4)	本施設は昭和61年に竣工した施設のため、修繕の経費をどのくらい見込めばよいのか想定がし難いと考えます。年度の修繕の経費は、平成27年度の事業費で計上されている8,200千円を見込めばよいなど市で考えている予算の目安をご教示頂けないでしょうか。	修繕に係る経費は、「業務の基準 別添資料」の15ページ「(9)収支状況(直近5か年度)」の「支出」表中の管理費の中に内包されています。当該経費の見込みについては別に示す機器リスト等から自社にてご検討ください。
35	17	VI	3		「指定管理期間中に最低1回、第三者による評価を実施」とありますが、第三者による評価の経費は指定管理者の負担でしょうか。	市の外部機関である「横浜人形の家指定管理者選定評価委員会」が評価を実施するため、指定管理者における費用負担は原則生じません。

36	22	VIII	6	(3)	行政財産の目的外使用について、自動販売機1台あたり、店舗スペース(ミュージアムショップ及びカフェ)にかかる目的外使用料をご教示ください。ミュージアムショップ及びカフェについては目的外使用料の対象となる面積も合わせてご教示ください。	路線価を元に本市算定基準に照らし積算した当施設の1㎡当たりの月額賃料単価(価格時点:本年5月1日)は3,857円(敷地・建物込)です。 カフェ、ショップそれぞれの面積は、 ①カフェ :65.0㎡ ②ショップ:45.6㎡ で、この面積のうち目的外使用の対象面積を協定締結に向け市と協議します。
37	22	VIII	6	(3)	店舗(ミュージアムショップおよびカフェ)に係る目的外使用料金の算出基準となる指標をお教えいただけますか?	設問36の回答をご参照ください。
38	22	VIII	6	(3)	店舗(ミュージアムショップおよびカフェ)の直近の売上実績をお教えいただけますか?	不開示情報となります。
39	22	VIII	6	(3)	店舗(ミュージアムショップおよびカフェ)に係る什器および備品の所有権と内訳についてお教えいただけますか?	カフェにおける照明、厨房器具、カウンター、棚、テーブル、椅子等備品は市に帰属するものですが、エスプレッソマシーンやコーヒーミル、トースター、レジスター、電話など軽微な備品は現カフェ運営者が所有しているもので、原則指定管理者が継続して利用することは出来ません。 また、ショップについては、照明設備については市の所有ですが、商品陳列用什器、外装(店舗用テント(生地部分))の他、電話、FAX、プリンタ等は現ショップ運営者の所有物です。

「業務の基準 別添資料」等に係る事項

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問内容	回答
40	8	6	(1)		空気環境測定について、測定ポイント数をご教示ください。	7ポイント、測定回数2回です。
41	8	6	(1)		あかいくつ劇場の舞台機構、照明、音響設備についての機器一覧表をご提示ください。	別添資料をご参照ください。
42	8	6	(1)		項目一覧に記載のある設備機器についてメーカーリストをご開示ください。	メーカーは次のとおりです。 冷温水発生機:日立ビルシステム 冷却塔:日本BAC GHP:ヤンマー エレベータ:横浜エレベータ 自動ドア:ナブコシステム 送排風機:荏原製作所
43	8	6	(1)		「給水設備点検」について対象の設備機器、基数、容量、メーカー名をご教示頂けますか	受水槽24t×1基で、メーカーは積水工事株式会社です。
44	8	6	(1)		参考までに、現在実施しております電気設備月次点検は、運営管理者がに外注することなく、現地に常駐する電機主任者資格を保有する者にて実施しているという認識で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
45	8	6	(1)		吸収式冷温水発生機の保守は専門性が高いため、メーカー保守が好ましいかと思いますが、メーカー保守にて実施という認識で宜しいでしょうか。	メーカー保守で対応しています。

46	8	6	(1)	施設規模を考慮すると「消防法」に定める法定点検である防火対象物点検が必要な可能性がございます。本業務は実施するという認識で宜しいでしょうか。 また、防災管理点検対象の権原数は共用部分の1権原という認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
47	8	6	(1)	冷却塔の管理方法は保守点検を行うのであり清掃業務は実施しないという認識で宜しいでしょうか。	清掃は空調点検業者が行っています。
48	8	6	(1)	「冷温水ポンプ」「冷却水ポンプ」「膨張タンク」「空調機」「送排風機」について点検対象となる設備機器、基数、容量、メーカー名をご教示頂けますか。	次のとおりです。 冷温水ポンプ:2台 3.7kW 川本 冷却水ポンプ:2台 15kW 川本 膨張タンク:2基 200ℓ 空調機:2台 5.5kW・15kW 東洋製作所 送排風機: 14台 エバラ
49	8	6	(1)	「空調機」「GHP」「送排風機」について、設置されているフィルターの枚数をご教示頂けますか。	空調機・送排風機にはロールフィルター及び中性能フィルターが設置されています。ただし、設置フィルターの数は、機種により数が違うこと及び数も多いことからその数量は管理していません。
50	8	6	(1)	本施設に予備フィルターの準備が何%程度あるかご教示下さい。	エアハン及びフィルターユニット用ロールフィルターのみ予備があります(9本)
51	8	6	(1)	今回フィルター清掃実施する際、中性能フィルターの設置はありますでしょうか。設置されている場合、交換・廃棄の頻度をご教示下さい。	エアハン2台、フィルターユニット2台に設置されています。5～6年前に交換してあります。
52	8	6	(1)	GHP保守点検について、遠隔監視装置を設置した点検を実施してよいという認識で宜しいでしょうか。	GHP室内機・室外機の定期点検を行っています。
53	8	6	(1)	空調設備関係につきましては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定められる中で「加湿器」の清掃が法定上必要となります。本施設においては実施するという認識で宜しいでしょうか。 実施する場合、どの機器に何台搭載されているかご教示頂けますでしょうか。	実施しています。台数は下記のとおりです。 エアハン:2台、噴霧式 EHP:1台、滴下式 EHP:1台、加熱気化式
54	8	6	(1)	空調設備につきましては「改正フロン法」に基づく空調機簡易点検ならびに定期点検を実施するという理解で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
55	8	6	(1)	エレベーター機器の保守は専門性が高いため、メーカー保守が好ましいかと思いますが、メーカー契約にて実施という認識で宜しいでしょうか。	メーカー保守で対応しています。
56	8	6	(1)	資料内に「建築設備定期検査」ならびに「特殊建築物定期調査」の項目がありませんでしたので、実施しなくて良いとの認識でよろしいでしょうか。	いわゆる12条点検等は市が実施します。指定管理者は市の指示に基づき自主点検等を実施します。
57	8	6	(1)	「空調機点検(フィルター清掃含む)」及び「送配風機点検」につきまして、法定検査に○が示されておりますが、これはどのような根拠を持ってビル管法の対象となっているのでしょうか。	施設の5階機械室に送排風機等を含む空気調和設備が設置されていることから、広義の意味でビル管法の適用を受けるものと表記させて頂きました。 法定点検の要否については、法の規定に従い設備ごと判断をして頂くこととなります。
58	8	6	(1)	本施設には、「汚水槽」「排水槽」「雑排水槽」は設置されておりますでしょうか。 設置されている場合、本公募における管理対象となりますでしょうか。槽数、容量、清掃回数をご教示下さい。	設置されていません。
59	8	6	(1)	冷却塔が設置されておりますが、法定点検であるレジオネラ検査は年2回実施するという認識で宜しいでしょうか。	年2回実施しています。

60	8~12	6 & 7		各種項目は、事業者の提案により品質を保ちながら業務頻度のフレキシブルな変更設定は可能という認識で宜しいでしょうか。	原則的にはお示している内容でご提案ください。ただし、市が求めるクオリティを維持しつつ、より経済性、合理性が認められる提案がある場合には、これを妨げるものではありません。
61	8	6	(1)	設備等保守管理の対象となる機器一覧表をご教示ください。	設問42の回答をご参照ください。
62	8	6	(2)	あかいくつ劇場 舞台保守の現行保守会社及び契約金額をご教示ください。	舞台照明・舞台機構設備の保守点検業者は丸茂電機株式会社(東京都千代田区。当該設備の設計及び設置業者)です。契約金額は不開示情報となります。
63	9	7	(1)	植栽の手入れについて、対象の植栽の種類や配置場所が分かる資料をご教示頂けますでしょうか。	植栽は、①駐車場(山下公園側階段付近)、②駐車場入庫ゲート付近(敷地境界線付近)、③2Fフランス橋付近の3カ所に配置しています。手入れについては「業務の基準 別添資料」の「7 清掃項目一覧」(9~12ページ)をご参考ください。
64	9	7	(1)	植栽の手入れにつきまして、具体的な植栽の種類と、手入れを行う範囲をご教示ください。	設問63の回答をご参照ください。
65	9	7	(1)	日常清掃業務に植栽手入れの内容が含まれておりますが、剪定、刈込など仕様についてご教示ください。	設問63の回答をご参照ください。
66	9	7	(1)	日常清掃の回数指定がありましたら、ご教示下さい。	休館日を除く毎日とします。
67	9	7	(2)	定期清掃の窓ガラス清掃及びカーテンウォール、ステンレス清掃がありますが、P12の清掃面積表にはステンレスの記載がございません。ステンレス清掃の対象箇所と対象数量についてご教示ください。	ペDESTリアンデッキ及び2Fから4Fへの階段手すりがステンレス部分となります。
68	10	7	(2)	6 設備等保守管理項目一覧(1)設備管理 空調設備の空調機点検にて年2回フィルター清掃実施の記載がありますが、別途、定期清掃でも年2回空調機フィルター清掃を実施する必要がありますか。	空調設備点検時に年2回清掃しておりますが、定期清掃では実施しておりません。
69	14	8	(5)	収蔵人形の修繕履歴および今後の修繕予定をお教えいただけますか？	近年の修繕実績はありません。修繕については保存状態や展示活用の有無等を勘案し、市と協議して決定します。
70	14	8	(5)	収蔵人形のうち、評価区分Sに該当する151点の内訳についてお教えいただけますか？	別添資料をご参照ください。
71	14	8	(6)	入館者の推移につきまして、月別、曜日別(平日/土日祝日)、時間帯別の利用者数の詳細をご教示頂けますでしょうか。	市は、曜日別、時間帯別状況について(公財)横浜観光コンベンション・ビューローに報告を求めているため、情報を管理していません。月別内訳については、別添資料をご参照ください。
72	14	8	(7)	駐車場の利用状況につきまして、月別、曜日別(平日/土日祝日)、時間帯別の利用台数の詳細をご教示頂けますでしょうか。	設問71の回答をご参照ください。
73	14	8	(8)	あかいくつ劇場及び多目的室について、月別、曜日別、時間帯別の利用率をご教示頂けますでしょうか。	設問71の回答をご参照ください。

74	15	8	(9)	<p>収入状況の内訳を教えてください。 利用料収入の、あかい靴劇場、多目的室、ギャラリーの内訳及び稼働率事業収入の内訳と事業内容を過去3年分を教えてください。</p>	<p>あかいくつ劇場及び多目的室の稼働率については、「業務の基準 別添資料」の14ページ「(8)あかいくつ劇場、多目的室の利用状況」をご参照ください。25年度以前の稼働率については、現地説明会でご説明させて頂いたとおり統計基準が異なるため、お示ししていません。また、ギャラリー稼働率については把握していません。各事業内容については、横浜人形の家公式ホームページ (http://www.doll-museum.jp/) でご確認ください。 なお、上記以外については不開示情報となります。</p>
75	15	8	(9)	<p>財団と運営管理受託者の業務・経費分担が資料から読み取れず、運営管理受託者が行ってきた業務にかかる別添資料15ページの「直近5か年の収支状況」では、実態に即した指定管理料の試算ができません。全体像がわかる収支報告資料等の開示をお願いします また指定管理者公募要項の7頁4-(3)の収入として含まれるものとして、目的外使用に伴う収入(カフェ、ショップの、自動販売機等)とあるが、※1に市へ全額支払うとあるが、本当に全額市への支払いになるのか。 支払うとすれば、管理運営の向上に役立てられない収入なのか。</p>	<p>(公財)横浜観光コンベンション・ビューローと現在の運営管理受託者の役割分担、費用負担分担等については、既配布資料等をご参照ください。また、カフェ、ショップ等の運営に基づき得られる収入は指定管理者の収入となります。目的外使用料は上記収入とは関係なく市に納入する使用料であり、一般的な行政財産の目的外使用と同様とお考えください。</p>
76	15	8	(9)	<p>直近5か年度の支出費用に関しまして、以下の項目を個別にご教示頂けますでしょうか。 廃棄物処理費／備品・消耗品費／水道光熱費／修繕費</p>	<p>公共料金の状況については、設問40の回答をご参照ください。 その他につきましては不開示情報となります。</p>
77	15	8	(9)	<p>収入について ① 利用料金収入 ② 事業収入(注1) ③ その他収入 上記記載されていますが、それぞれの内訳を開示することは可能でしょうか？</p>	<p>不開示情報となります。</p>
78	15	8	(9)	<p>支出について ① 人件費 ② 事務費 ③ 管理費 ④ 事業費(注3) 上記記載されていますが、それぞれの内訳を開示することは可能でしょうか？</p>	<p>不開示情報となります。</p>
79	15	8	(9)	<p>支出について 直近5か年の各年度の公租公課を公表することは可能でしょうか？</p>	<p>事業所税 1,471,200円/年です。</p>
80	15	8	(9)	<p>支出について 直近5か年の各年度の光熱水費を公表することは可能でしょうか？</p>	<p>別添資料をご参照ください。</p>
81	15	8	(9)	<p>収支について 記載収支ですが、現在の施設運営者(公財)横浜観光コンベンション・ビューローが委託している民間事業者の収支のようですが、予算化されている指定管理料を開示することは可能でしょうか？</p>	<p>設問1の回答をご参照ください。</p>
82	15	8	(9)	<p>現在の施設運営者(公財)横浜観光コンベンション・ビューローへの昨年度までの委託料金を開示することは可能でしょうか？</p>	<p>横浜市が(公財)横浜観光コンベンション・ビューローに無償で土地建物を貸付しているため、委託料を支払っている実態はありません。</p>

「提案課題及び応募書類様式集」等に係る事項

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問内容	回答
83	6	I	6	(5)	支出の部に記載する事業費については、指定管理料に充当する自主事業とその他自主事業費の2つに分けて記載とありますが、様式40(5年間の収支及びバランス)においては収入の部においても「指定管理料に充当する自主事業収入」と「自主事業収入」の記載があります。収支ともに記載するという点でよろしいでしょうか。また「指定管理料に充当する自主事業」と「その他自主事業」とはそれぞれどのような事業を指すのでしょうか。考え方についてご教示ください。	お見込のとおり、収支ともに記載頂く必要があるとお考えください。 なお、「指定管理料に充当する自主事業」と「その他自主事業」の考え方の別については、一例として「業務の基準」の7ページ「Ⅱの1の(4)のウ」をご参照ください。
84	6	I	6	(5)	指定管理料に充当する自主事業とは何かを、教えてください。	設問83の回答をご参照ください。
85	6	I	6	(5)	収入の部の印刷代は何を指しているか。	あらゆる可能性に対応し得る様式を準備させて頂きました。 想定する収入・支出がない場合には該当箇所について空欄のままご提出ください。
86	6	I	6	(5)	支出の部に地域協力費とあるが具体的にどのような費用か、また現在支出しているのであれば、金額、内容を教えてください。	設問85の回答をご参照ください。 なお、現在支出実績はありません。
87	6	I	6	(5)	人件費の内訳に、勤労者福祉共済掛金とありますが、今回人形の家指定管理者として指定された後、人形の家として勤労者福祉共済の会員になるということでしょうか。また、企業として応募する中で、今回の項目は、個人雇用を意識されていると感じますが、どのようなお考えで、人件費内訳項目を計上しているのでしょうか。	設問85の回答をご参照ください。
88	6	I	6	(5)	入館チケットについて、マリントワーなどとの共通チケット販売を行っている中で、販売チケット収入は自主事業収入に入るかと思いますが、支出項目がありません。税務対策含め支出項目を立てたほうが良いかと考えますが、いかがでしょうか。また、共通チケットの売り上げ金額を過去3年分教えてください。	当該共通チケット収入は、自主事業収入ではなく利用料金収入に該当します。共通チケットに係る経費(チケット印刷費など)は事業者双方で負担をしていますので、本公募提案時には貴社が想定する人形の家経費相当分を適切な支出科目に記載してください。 なお、過去3か年度の共通チケットの売上(横浜人形の家収入分。単位:千円)は次のとおりです。 24年度:1,499千円 25年度:1,090千円 26年度:1,059千円
89	6	I	6	(5)	支出項目の事務経費で本部分とはどこを指しているのでしょうか。	設問85の回答をご参照ください。
90	6	I	6	(5)	ニーズ対応費の内容を教えてください。	設問85の回答をご参照ください。
91	6	I	6	(5)	様式40等事業者にて提案する金額の記載方法は消費税込の記載で宜しいでしょうか。また、その場合の記載方法は 平成28年度:8% 平成29年度以降:10% という記載方法で宜しいでしょうか。	現在の税率を適用し、金額を記載してください。税率等変更へのリスク分担については「公募要項」の14ページ「6 リスク分担」をご参照ください。

その他

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問内容	回答
92					【人形の貸出しについて】 他館から人形の貸し出し依頼などがあつた場合に、貸し出しを行うかどうかを決定する基準などはありますか。また、人形の貸出に際して、貸出料を徴収していますか？貸出料を徴収することに不都合はあるのでしょうか。	貸出理由やその目的により、「特別利用の許可」の扱いとなるか自主事業の扱いとなるかケースバイケースで判断することになると思います。「特別利用の許可」となるものについては、条例及び規則に定める料金を徴収します。
93					【ロゴマークについて】 現在使用しているロゴマークは、引き続き使用できるのでしょうか。引き続き使用するにあたり、金銭面を含めて条件・制限があればご教示ください。	現運営管理者との調整事項となるため、市が制限や条件を定める事はありません。
94					【キャラクターの使用について】 「横浜人形の家」のキャラクター「ドルティ」について、使用にあたって制限があれば教えてください。特に、商品展開などの二次利用について、制限や条件があれば教えてください。また、基本的なJPGなどの画像データなどをご提供いただけますでしょうか。新たなポーズのドルティをかきおこすことは改変にあらず特に許諾は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	現在、商標登録は(公財)横浜観光コンベンション・ビューローが行っており、指定管理者制度後の管理については市と同財団との間で協議中です。 市としては、指定管理者制度後もドルティを施設の公式キャラクターと位置づけ、積極的な活用を期待していますが、商品展開などの二次利用等についての可否、条件などは、上記理由により別途協議させて頂く形となります。
95					【「横浜人形の家」ドメインについて】 現在使用されている「横浜人形の家」ドメイン(http://www.doll-museum.jp/)は、引き継ぐのでしょうか。引き継ぐ際に費用が発生するのであれば、年間のドメイン維持費用とともに、具体的な金額をご教示ください。	基本的にドメインは新規取得を前提に検討してください。現行ドメインの引き継ぎを希望する場合には、指定管理者の指定を受けた後、現運営管理者との調整になります。ただし、当該権利の譲渡に関する調整について市が関与するものではありません。
96					【平成28年度の事業について】 平成28年度で、すでに実施が決まっている＝実施しなければならない事業(企画展や人形劇等を含む)があればご教示ください。	ありません。
97					【カフェ・ショップの備品等について】 カフェの厨房設備・備品、ショップの什器等の備品について、指定管理者又はテナントで入居する業者へ無償貸与と考えてよろしいでしょうか。	「業務の基準」の13ページ「(4)備品等の帰属」及び設問39の回答をご参照ください。
98					【カフェ・ショップ以外での販売行為について】 カフェ・ショップ以外の場所で販売を行う場合、行政財産の目的外使用料はかかるのでしょうか。	原則、行政財産の目的外使用料が発生します。内容については都度協議により決定します。
99					【プチギャラリーの貸し出し方法について】 現地説明会の時、プチギャラリーにおいては物販が行われていましたが、プチギャラリーは展示ケースだけの貸し出しにとどまらず、部屋ごと貸し出すことが可能なのでしょうか。	部屋を単位とした利用許可は出来ません。ただし、指定管理者が一般利用の妨げにならない範囲で自主事業を行うことは可能です。
100					有料入館者数に対する、各企画展の入館料、及び入館料金合計を教えてください。	各企画展開催時の入館料については、横浜人形の家公式ホームページ(http://www.doll-museum.jp/)の「アーカイブ」ページでご確認ください。なお、入館料金合計は不開示情報です。

101			<p>先日NHKの番組内で、はとバスが行う企画が取り上げられていました。 調べたところ、市内企業を通じ、はとバス様が企画提案されたと確認が取れました。 この企画は、今回応募者が提案することは無いと考えますが、もし提案内容にあったとするなら、評価点は0点とし、評価対象にならないことよろしいですか。</p>	<p>企画展については、そのアイデア、コンセプト、実現性等を総合的に評価するものであり、新規企画か既出のものか等の要素のみで評価を行うものではありません。 既出の企画であっても評価の対象とする場合があります。</p>
102			<p>本施設にPCB及びアスベストが保管されている場合、当該PCB/アスベストの成績表(設置の有無に関する証明書)はございますでしょうか。 またその場合、「PCB廃棄物/アスベストの保管及び処分状況届出書」は貴市にて届けられているという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>PCB及びアスベストの保管はありません。</p>